

亶理町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第1回）	平成24年7月3日（火） 14:10～15:00
	前回（第 回）	—
場 所	宮城県庁9階 第一会議室	
復興整備事業	<p>防災集団移転促進事業 （荒浜中野地区、亶理江下地区、吉田舟入北地区、吉田南河原地区、吉田上塚地区、吉田大谷地地区）</p> <p>その他施設の整備に関する事業 （いちご選果場整備事業） （災害公営住宅整備事業（荒浜中野地区、亶理江下地区、吉田舟入北地区、吉田南河原地区、吉田大谷地地区））</p>	
出 席 者	亶理町	町長 齋藤 邦男 企画財政課長 佐藤 浄 企画財政課復興管理専門官 山中 松樹 農林水産課長 東 常太郎 復興まちづくり課長 高橋 伸幸 企画財政課 復興管理班副班長 南部 浩秀
	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 佐藤 達也 宮城復興局 政策調査官 藤田 文彦
	農林水産省	東北農政局 農村計画部農村振興課長 清水 一教 東北農政局 農村計画部農村振興課農村復興指導官 後藤 幸雄
	国土交通省	都市局 都市安全課 宮崎 貴雄 都市局 都市安全課 吉田 良勝 東北地方整備局 建政部計画・建設産業課計画調整第一係長 及川 斉弘
	宮城県	震災復興・企画部 地域復興支援課課長補佐（総括担当） 田村 賢治 農林水産部 農業振興課副参事兼課長補佐（総括担当） 松野 公行 土木部 都市計画課技術補佐（総括担当） 藤田 仁 土木部 復興まちづくり推進室長補佐（総括担当） 佐々木 康栄 土木部 建築宅地課技術補佐（総括担当） 奥山 隆明 土木部 復興住宅整備室長 三浦 俊徳

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

亶理町復興整備協議会規約第7条により、齋藤亶理町長が議長となる。

(亶理町長 齋藤)

亶理町復興整備計画(案)について、事務局から説明願います。

(亶理町事務局 企画財政課副班長 南部)

様式第2により説明。

(亶理町長 齋藤)

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(亶理町長 齋藤)

今回の亶理町復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第53条の規定に基づく集団移転促進事業の策定に関する特例措置を適用することとしておりますが、集団移転促進事業計画について事務局から説明をお願いします。

(亶理町事務局 復興まちづくり課長 高橋)

亶理町防災集団移転促進事業計画書(6地区)について説明。

(亶理町長 齋藤)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県建築宅地課から補足することはございませんでしょうか。

(宮城県 建築宅地課技術補佐(総括担当) 奥山)

特にありません。

(亶理町長 齋藤)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(亶理町長 齋藤)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得ることとなっておりますが、国土交通省都市局都市安全課の宮崎様、いかがでしょうか。

(国土交通省都市局都市・安全課 宮崎)

説明のありました防災集団移転促進事業計画の内容について同意します。

(亙理町長 齋藤)

では、この事項につきましては、国土交通大臣の同意をいただいたものといたします。

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明をお願いします。

(亙理町事務局 企画財政課副班長 南部)

様式第8により説明。

(亙理町長 齋藤)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(亙理町長 齋藤)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水様、いかがでしょうか。

(東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

今回計画に記載された防災集団移転促進事業（6地区）及び公営住宅整備事業（5地区）、いちご選果場整備事業の区域に関する土地利用方針については異存ありません。

(亙理町長 齋藤)

では、この事項につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

以上で、議事を終了いたします。

3 閉 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐）

○協議結果

- ・集団移転促進事業（6地区）について、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項に基づく国土交通大臣の同意を得た。
- ・集団移転促進事業（6地区）、公営住宅整備事業（5地区）、いちご選果場整備事業の区域にかかる土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。